



宮 崎 県 公 報

平成24年10月31日 (水曜日) 号外 第 50 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	
○鳥獣保護区の変更…………… (自然環境課) 1		○鳥獣保護区の更新 (13件) …………… (自然環境課) 1
		○鳥獣保護区特別保護地区の指定 (2件) …………… (“) 4
		○特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定 (2件) … (“) 5

告 示

宮崎県告示第 745号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第2項の規定により、平成14年宮崎県告示第 499号で指定した白岩山鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
白岩山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
西臼杵郡五ヶ瀬町所在の宮崎北部森林管理署波帰国有林2088林班から2091林班の区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
国有林を管理する森林管理署との連携を図るとともに、地元自治体や鳥獣保護員との協力により、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 746号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 494号で指定した耳川下流鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
耳川下流鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
日向市美々津地区の美々津大橋南詰を起点とし、同所より耳川右岸汀線を上流に進み市道塩見美々津線にかかる耳川大橋南詰に至り、同橋を経て北詰に至り、同所より耳川左岸汀線を下流に進み美々津大橋北詰に至り、同橋の南詰に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護員との連携を図りながら、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 747号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 494号で指定した荒平山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
荒平山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
宮崎市清武町と宮崎市田野町との境界に所在する荒平山山頂を起点とし、同所から清武町と田野町との境界を北東に向かい宮崎市有林と国有林との境に至り、同所から北東に尾根部に折れる。同尾根部を丸目地区に向かって下り林道丸目・松原線に至り、同所から同林道を南西に向かい同林道の終点に至り、同所から南西に向かい荒平山展望台第1駐車場から稜線を下った交点に至り、同所から稜線を南東に向かい宮崎市有林と国有林との境に至り、同所の境を西に向かい清武町と田野町と国有林との境界に至り、同所から北に向かい起点の荒平山山頂に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
公共施設が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 748号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 498号で指定した祖母傾山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
祖母傾山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
西臼杵郡高千穂町大字上野に所在する四季見原三角点 (標高1367メートル) を起点とし、同所より宮崎北部森林管理署管内国有林2075、2076、2077、2078、2080及び2079林班と民有林及び官公造林との境界を北に進み、大分県との境界に至り、同所より同境

界を東に進み、祖母山、本谷山、日之影町の傾山及び新百姓山を經由して、日之影町大字見立に所在する国有林2055林班と2056林班の林班界と大分県境との交点に至り、同所から県境を南に進み、夏木山山頂を経て、同県境と延岡市北川町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北川町の町境を西南に進み、五葉岳山頂を経て、同町境と延岡市北方町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北方町との町境を南に進み、国有林2029林班における、よ・と小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み、2029林班と2030林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み、同林班界と2032林班との交点に至り、同林班界を北に進み、2044林班における、む・と小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北東に進み、2045林班における、ち・に小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み、2045林班2046林班との交点に至り、同境界を西に進み、2046林班における、か・よ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み、2046林班と2048林班の林班界との交点に至り、同所を東に進み、2049林班との林班界に至り、同林班界を北西に進み、県道日之影字目線との交点に至り、同県道を北東に進み、2050林班と2051林班の林班界との交点に至り、同所から2050林班と2051林班との林班界を南東に進み、同林班界と2052林班との交点に至り、2050林班と2052林班の林班界を南に進み、2052林班における、わ・そ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を南東に進み、2052林班と2053林班との林班界に至り、同所から2053林班における、る・ぬ小班の外周を北東に進み、2053林班と2056林班の林班界との交点に至り、同所から2056林班における、そ小班の外周を北に進み、2056林班と2055林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を西に進み、国有林2051林班と2054・2055林班との林班界を経て、民有林との境界との交点に至り、同所より同境界を北及び西に進み、国有林2114・2065林班と2115林班との境界との交点に至り、同所より同境界を北西に進み、国有林2064林班と2117林班との境界との交点に至り、同所より同境界を西に進み、国有林2064・2118・2063林班と2119林班との境界との交点に至り、同所より同境界を南西に進み、国有林2063・2061林班と2121林班との境界に至り、同所より同境界を西に進み、国有林2060・2059林班と2122林班との境界との交点に至り、同所より同境界を西及び南に進み、民有林と境界との交点に至り、同所より同境界を西に進み、高千穂町大字上岩戸に所在する国有林2069林班と2068林班との境界との交点に至り、同所より同境界を西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 749号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 500号で指定した延岡鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
延岡鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
延岡市中川原町の祝子橋の南詰を起点とし、県道稲葉崎平原線

を南西に進み、市道山下通線を経て市道高千穂通線を通り、市道亀井通線を亀井橋北詰まで南進し、同所より五ヶ瀬川左岸を上流へ進み古川第2樋門に至り、同所より古川6号橋北詰まで直進し、市道古川1号線、市道松山宇和田線、及び広域農道を経て宇和田トンネル南口に至り同所より市道松山宇和田線を北西及び北東に進み県道岩戸延岡線との交点に至り同所より同県道を南東に進み祝子清流橋南詰に至り同所より祝子川右岸を下流に進み起点に至る線によって囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護員との連携を図りながら、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 750号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 501号で指定した三方界鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
三方界鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
椎葉村所在の国有林耳川森林計画区のうち、153林班から206林班までの区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 751号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 502号で指定した中崎鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
中崎鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
美郷町北郷区大字宇納間字喜和田の五十鈴川上流中崎谷と通称シゲラ谷の交点を起点として、同所より中崎谷を北西に進み、美郷町北郷区と諸塚村の境界線にある通称鬼ヶ浄土に至り、同所より同境界線を南および南東に進み通称槍ノ柄に至り、同所より通称シゲラ谷を北東に進み、起点に至るまでの線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護員との連携を図りながら、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 752号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 504

号で指定した一ツ瀬川口鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 鳥獣保護区の名称
一ツ瀬川口鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
新富町大字上富田大洲の国道10号線日向大橋北詰上流側と一ツ瀬川堤防との交点を起点とし、同所より同堤防を東に進み、防潮堤との交点に至り、同所より防潮堤を北東に進み、鬼付女川河口を経て鬼付女峰鳥獣保護区との境界に至り、同所より同保護区に接して北東及び北西に進み、同保護区と高鍋・新富鳥獣保護区の交点に至り、同所より高鍋・新富鳥獣保護区に接して東に進み、汀線に至り、同所より同汀線を南西に進み、一ツ瀬川河口左岸に至り、同所より同河口を横断し宮崎鳥獣保護区の北端に至り、同所より同堤防を西に進み、国道10号線日向大橋南詰上流側に至り、同所より北に進み、起点に至る線で囲まれた区域
- 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針
制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響がない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第 753号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 505号で指定した平和台鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 鳥獣保護区の名称
平和台鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
宮崎市北方町矢の先の県道宮崎須木線と県道下北方古墳線との接点を起点とし、県道宮崎須木線を北西に進み市道上方柏田線との交点に至り、同市道を北西に進み市道柏田久保線との交点に至り、同市道を北北東に進み市道柏田池内線との交点に至り、同市道を東北東に進み県道宮崎西環状線との交点に至り、同県道を北東に進み県道宮崎高鍋線との交点に至り、同県道を南南東に進み県道下北方古墳線との交点に至り、同県道を西南西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針
公共施設や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 754号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 507号で指定した花ノ木鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 鳥獣保護区の名称
花ノ木鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
都城市山之口町花ノ木地区内の国道 269号線と市道街区川内線との交点を起点として、同所から同国道を北に進み市道麓1号線の起点に至り、同所から同市道を東に進み市道麓2号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市道の終点である十輪寺墓地入口に至り、同所から麓配水池のある山の尾根を南に進み宇都谷山（田野堂・宇都谷・浦田の字界の交点）に至り、同所から花ノ木と山之口の大字界を南西に進み市道佐土原麓線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道街区川内線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域
- 鳥獣保護区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護員との協力により、鳥獣生息の環境保全に努める。

宮崎県告示第 755号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 509号で指定した高鍋・新富鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 鳥獣保護区の名称
高鍋・新富鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
高鍋町大字持田字深川の海岸石標を起点として、同所から防潮堤に沿って西に進み、日豊本線を経て通称塩入川を約 300メートル上流に進み、同川をわたり西に進み、高鍋大橋に至り、同所から小丸川堤防を上流に進み、小丸大橋に至り、同橋をわたり右岸堤防沿いを上流に進み、町道川田竹鳩線との交点に至り、同所から同町道に沿って南に進み、県道木城高鍋線との交点に至り、同所から同県道を東に約 150メートル進んだ地点から町道黒谷川田線に沿って南に進み、県道高鍋高岡線との交点に至り、同所から同県道に沿って南に進み、県道宮崎高鍋線との交点に至り、同所から同県道に沿って東に約 600メートル進み、欄干橋に至り、同橋をわたり町道水谷原坂平付・堀の内線との交点に至り、同所から同町道に沿って東に進み、南九州大学跡地の上り口に至り、同所からひばり山集落に通ずる町道茂広毛平付・上永谷線を南に約 700メートル進み、町道穂先田(1)線に至り、同所から同町道に沿って東に進み、町道穂先田・肥後牧線との交点に至り、同所から同町道に沿って南に進み、町道穂先田(2)線との交点に至り、同所から通称肥後田川を下流に進み、通称小落ヶ滝を経て、国道10号線に至り、同所から同国道に沿って南に進み、新富町との境界線を経て、町道南原線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道越馬場野中線の起点に至り、同所から同町道に沿って東に進み、鬼付女川との交点に至り、同川を上流に進み、日豊本線との交点に至り、同所から同線に沿って北東に進み日置川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、町道越馬場野中線との交点に至り、同所から同町道に沿って北に進み、町道富田浜入江線の起点に至り、同所から同町道を東に進み、初音に至り、同所から約 600メートル東に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿って

て北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響がない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第 756号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 510号で指定した冷窪鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

冷窪鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市高岡町飯田の市道が冷窪集落と辻集落の分岐する地点を起点とし、同所から市道辻横峰峠線に沿って西に約 1.3キロメートル進み横峰集落の入り口に至り、同所から市道横峰権現内線、農道石原畑 1 号線を北西に進み同農道の終点に至り、同所から北に進み林道へ至り、同所から林道を北へ進み農道早稲田線との交点に至り、同所から農道早稲田線を西へ進み農道横尾 3 号線との交点に至り、同所から農道横尾 3 号線を北東に進み冷窪の峠に至り、同所から北東に約 500メートル進み国富町との境界に至り、同所から境界を東北東に進み農道相原 1 号線との交点に至り、同所から農道相原 1 号線、市道冷窪線を南東へ進み市道山崎冷窪線との交点に至り、同所から尾根沿いを北東に進んで国富町との境界に至り、同所から境界を南東に進み農道新開 2 号線に至り、同所から農道新開 2 号線を南南西に進み市道山崎冷窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

公共施設や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 757号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成14年宮崎県告示第 511号で指定した南俣鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

南俣鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

国富町大字八代南俣の川上集落で町道大坪殿尾線が的野集落と大坪集落に分岐する地点を起点とし、同所を町道大坪殿尾線沿いに大坪集落に向かって西北西に進み県道都農綾線に至り、同所を県道沿いに北上し広域農道との分岐点に至り、同所から東に向きを変え広域農道に進み三名川に架かる上床橋東詰に至り、同所から三名川沿いの里道を南に進み大坪橋北詰から町道堂ヶ迫前田線に入って東南東に向かい川上集落と栗須集落に分岐する地点に至

り、同所から南南西に町道川上祝谷線を進んで起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

公共施設や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 758号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成19年宮崎県告示第 840号で指定した一里崎鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

一里崎鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

串間市大字本城字下千野の市道塩屋原下平線にかかる下千野橋を起点として、同所より同市道を南東に進み本城川右岸の港橋に至り、同所より同河川の右岸を上流に進み市道吾社百田線の城泉防橋に至り、同所より同河川の左岸を下流に進み同河川の河口に至り、同河口と一里崎南端を直線で結び、同南端とびんだれ島南端を直線で結び、同南端と福島川河口（左岸）を直線で結び、同所より同河川の左岸を上流に進み左岸堤防と市道屋治金谷線との交点に至り、同所より同市道を南に進み県道都井西方線との交点に至り、同所より同県道を南東に進み市道塩屋原下平線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

自然公園法ほか他法令との連携で自然と野生鳥獣との調和を図りつつ、当指定区域の優れた生息環境を適切に保持し、区域内の鳥獣の生息環境を損なうことのないよう留意する。

宮崎県告示第 759号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、三方界鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特別保護地区の名称

三方界鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

椎葉村所在の国有林三方界事業区のうち、176林班いろい小班、177林班いろい小班、178林班いろい小班、179林班いろい小班、182林班いろい小班、183林班いろい小班の区域

3 特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署等と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 760号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、祖母傾山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特別保護地区の名称
祖母傾山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
西臼杵郡日之影町大字見立に所在する宮崎北部森林管理署管内2055林班と2056林班の林班界と大分県境との交点を起点とし、同所から県境を南に進み夏木山山頂を経て同県境と延岡市北川町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北川町の町境を西南に進み五葉岳山頂を経て同町境と延岡市北方町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北方町との町境を南に進み2029林班よと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2029林班と2030林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み同林班界と2032林班との交点に至り、同林班界を北に進み2044林班むと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北東に進み2045林班ちと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2045林班と2046林班との交点に至り、同境界を西に進み2046林班かよ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2046林班と2048林班の林班界との交点に至り、同所を東に進み2049林班との林班界に至り、同林班界を北西に進み県道日之影宇目線との交点に至り、同県道を北東に進み2050林班と2051林班の林班界との交点に至り、同所から2050林班と2051林班との林班界を南東に進み同林班界と2052林班との交点に至り、2050林班と2052林班の林班界を南に進み2052林班わそ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を南東に進み2052林班と2053林班との林班界に至り、同所から2053林班るぬ小班の外周を北東に進み2053林班と2056林班の林班界との交点に至り、同所から2056林班そ小班の外周を北に進み2056林班と2055林班の林班界との交点に至り、同林班界を東に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特別保護地区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
国有林を管理する森林管理署等と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 761号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称
浦城特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
延岡市浦城町に所在する県道浦城東海線の甫場1号橋南詰を起点とし、同所から生活道を東に進み甫場川に至り、同所から同川を南に進み県道浦城東海線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

宮崎県告示第 762号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成24年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称
長井特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
延岡市北川町に所在する県道日向長井停車場線と国道10号線との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み市道坂本・新道線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道日向長井停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

--	--